

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和7年12月19日午後1時30分から令和7年第12回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は17名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 浩幸
第4番委員	倉田 和久	第13番委員	佐藤 祝弘
第5番委員	渡辺 好章	第14番委員	山路 充子
第7番委員	高橋 重貴	第15番委員	小坂 悦子
第8番委員	及川 宏和	第16番委員	岩野 教三
第9番委員	有住 寿哉	第17番委員	小嶋 教三
第10番委員	高橋 義隆	第19番委員	高橋 正則
		第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議を欠席した委員は2名で次のとおりである。

第3番委員	宮本 賢
第18番委員	田口 敏

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の取下げについて
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
議案第4号	利用状況調査に伴う非農地の判断について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

- 議 長 只今から令和7年第12回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 開始時刻 13時30分
- 議 長 3番宮本賢委員及び18番田口敏委員から欠席の報告があります。  
只今の出席委員は、17名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。  
会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には2番小野まり子委員、4番倉田和久委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第5番委員 5番渡辺です。11月28日に農業賞の選考委員会があったようですが対象者がいたのかまたはプレス発表がいつなのか教えていただきたいです。
- 事務局 長 5番渡辺委員のご質問にお答えします。  
今回は農民文化部門で1団体が授与することとなり、本日の記者懇談会で発表となりますので、本日以降の公表となります。
- 議 長 その他、質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。  
事務局説明を求めます。
- 事務局 長 【事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、報告第3号農用地利用集積等促進計画の作成要請の取下げについてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第5番委員 5番渡辺です。  
こちらについては先月の委員会の案件ですが、今までは利用権設定だったのだらうと思います。  
農地バンクが間に入ったことによって、相続関係が整理されていなかったことが明らかになったということなののでしょうか。

事務局 5番渡辺委員のご質問にお答えします。  
お見込みの通り、権利関係の部分で農地中間管理機構が入ることで過半数の同意を確認する必要があり、相続の関係を整理するのに時間を要するというので、取り下げとなりました。

議 長 その他、質疑ございますか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

議 長 日程第7、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
ここで、番号1番の案件について、10番高橋義隆委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
——第10番委員退席——

議 長 これより、番号1番の案件について、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

- 議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は原案のとおり決定しました。  
 10番高橋義隆委員の入席を許します。  
 ——第10番委員入席——
- 議 長 10番高橋義隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 続いて、番号2番及び5番と6番の案件について、7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
 ——第7番委員退席——
- 議 長 これより、番号2番及び5番と6番の案件について、質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 番号2番及び5番と6番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は原案のとおり決定しました。  
 7番高橋重貴委員の入席を許します。  
 ——第7番委員入席——
- 議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 続いて、番号7番の案件について、19番高橋正則委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
 ——第19番委員退席——
- 議 長 これより、番号7番の案件について、質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 番号7番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

- 議 長 ———委員挙手———  
 挙手全員であります。  
 よって、本案は原案のとおり決定しました。  
 19 番高橋正則委員の入席を許します。
- 議 長 ———第 1 9 番委員入席———  
 19 番高橋正則委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 続いて、番号 8 番の案件について、12 番佐藤浩幸委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 ———第 1 2 番委員退席———  
 これより、番号 8 番の案件について、質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 番号 8 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———委員挙手———  
 挙手全員であります。  
 よって、本案は原案のとおり決定しました。  
 12 番佐藤浩幸委員の入席を許します。
- 議 長 ———第 1 2 番委員入席———  
 12 番佐藤浩幸委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 続いて、番号 9 番の案件について、15 番小坂倫充委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 ———第 1 5 番委員退席———  
 これより、番号 9 番の案件について、質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 番号 9 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———委員挙手———  
 挙手全員であります。  
 よって、本案は原案のとおり決定しました。  
 15 番小坂倫充委員の入席を許します。
- 議 長 ———第 1 5 番委員入席———

議 長 15 番小坂倫充委員の案件については、原案のとおり決定しました。それでは、番号 1 番と 2 番及び 5 番から 9 番以外の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は、許可することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。1 番の案件について、9 番有住寿哉委員より報告願います。9 番有住です。12 月 16 日午前に、街地区の高橋重貴委員と田口敏委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。譲受人である [ ] が太陽光発電設備を建築するため、譲渡人である [ ] が所有する田を売買により取得し、転用しようとするものです。農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第 3 種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、農地転用の妨げとなる権利を有する者からの同意を得ており、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。また、周辺農地への被害防除措置としては、切土盛土を行わない整地のため、土砂流出の恐れはありません。また、地下浸透による雨水処理とする計画であるため、周辺農地への被害は予想されないものと判断します。以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。以上で現地調査の報告を終わります。

第 9 番 委 員

議 長 ご苦労さまでした。

第 1 6 番 委 員 続いて、2 番の案件について、16 番岩野悦子委員より報告願います。16 番岩野です。12 月 16 日午後に、北部地区の宮本賢委員、渡辺好章委員、小坂倫充委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である [ ] が自己住宅を建築するため、譲渡人である [ ] 所有の畑を贈与により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね 10 ヘクタール以上の農地域内にある農地」であり、第 1 種農地となりますが、実家に隣接する土地に農業後継者の住宅として建設するものであることから「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という例外規定に該当すると判断します。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、申請地の北側の畑境より 3.25 メートル離して建築することにより日照への影響を配慮し、敷地内を採石敷きで転圧し、雨水排水を地下浸透とする計画であることから農地や水路等への土砂流出の影響は無いと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

議 長 以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。

議 長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

議 長 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。

議 長 よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第 9、議案第 3 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 【事務局 朗読説明】

- 議 長 説明が終わりました。  
ここで、所有権移転番号1番の案件について、4番倉田和久委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
——第4番委員退席——
- 議 長 これより、所有権移転番号1番の案件について、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
所有権移転番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
4番倉田和久委員の入席を許します。  
——第4番委員入席——
- 議 長 4番倉田和久委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
続いて、利用権設定番号1番から4番の案件について、9番有住寿哉委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
——第9番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号1番から4番の案件について、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
利用権設定番号1番から4番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決定しました。  
9番有住寿哉委員の入席を許します。  
——第9番委員入席——
- 議 長 9番有住寿哉委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
それでは、所有権移転番号1番及び利用権設定番号1番から4番以外の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

- 議 長 ——なしの声あり——  
 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——  
 討論なしと認めます。
- 議 長 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第3号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、  
 原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——委員挙手——  
 挙手全員であります。  
 よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第10、議案第4号利用状況調査に伴う非農地の判断についてを  
 議題とします。
- 事務局 説明を求めます。
- 事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございません  
 か。
- 議 長 ——なしの声あり——  
 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——  
 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第4号利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のと  
 おり決するに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——委員挙手——  
 挙手全員であります。  
 よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。  
 令和7年第12回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さま  
 でした。

終了時刻 14時20分